

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月1日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 高知県 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | 8 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-1-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokaji.html |

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第十八の項 県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条 | 高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領 第22条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するためとする。 | 第22条 教育委員会は、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金の支給対象でない生徒のうち次条の規定により受給資格を有すると認定を受けた者の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において授業料等に相当する額を支給する |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領 |